

食安輸発1021第1号  
平成22年10月21日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(ベトナム産えび及びその加工品)

標記については、平成22年3月30日付け食安輸発0330第1号(最終改正:平成22年10月18日付け食安輸発1018第2号)にて通知したところですが、今般、検疫所のモニタリング検査において、ベトナム産冷凍養殖えびからトリフルラリンを検出したことから、同通知の別表1のベトナム産えび及びその加工品(簡易な加工に限る。)に対する検査命令の検査項目にトリフルラリンを追加し、下記の通りとしましたので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。

記

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
えび及びその加工品(簡易な加工に限る)		クロラムフェニコール フラゾリドン フラルタドン トリフルラリン	別表2の4によること。	クロラムフェニコール、フラゾリドン及びフラルタドン: 昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。 トリフルラリン: 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	クロラムフェニコール、フラゾリドン及びフラルタドンが残留しているおそれ、 <u>基準値(0.001ppm)を超えるトリフルラリンが検出されるおそれがあるため。</u>